



長野県報

3月9日(木)
平成29年
(2017年)
第2856号

目次

規則

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課) 1

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課) 2

商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱の一部改正(水大気環境課) 2

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 3

解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 3

公共測量の実施(建設政策課) 4

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 4

都市計画事業の認可(都市・まちづくり課) 4

建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可(建築住宅課) 4

長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出(会計課) 5

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会) 5

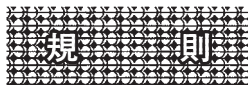
公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 5

争議行為を行う旨の通知の公表(2件)(労働雇用課) 5

土地改良区管理規程の認可(農地整備課) 6

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 6



自然保護課

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布します。

平成29年3月9日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第4号

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)
の一部を次のように改正する。

別表第6中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。